

労働・助成金情報 特急便

深川経営労務事務所
社会保険労務士 深川 順次
〒812-0014
福岡市博多区比恵町
11-7-701

第9号(2011年12月) TEL: 092-409-9257

出産や育児休業を取る際には、加入している健康保険や雇用保険から次のような手当が支給されます。

- | | | |
|---------------------|----------------------|------|
| ① 出産育児一時金・家族出産育児一時金 | <input type="text"/> | 健康保険 |
| ② 出産手当金 | <input type="text"/> | |
| ③ 育児休業給付金 | <input type="text"/> | 雇用保険 |

まず、今回は出産に関する手当から取り上げたいと思います。ぜひご参考にされて下さい。

出産育児一時金、家族出産育児一時金

出産育児一時金は、被保険者及びその被扶養者が出産された時に 1児につき42万円が支給されます。(産科医療補償制度に加入されていない医療機関等で出産された場合は39万円となります。) なお、多胎児を出産された場合には、出産された胎児数分だけ支給されますので、双生児の場合は、2人分が支給されます。

➤ 出産とは

- (1) 健康保険でいう出産とは、妊娠85日(4ヶ月)以後の生産(早産)、死産(流産)、人工妊娠中絶を言います。また、正常な出産、経済上の理由による人工妊娠中絶は、健康保険による診療(療養の給付)の対象からは除かれますが、出産育児一時金の対象にはなりません。
- (2) 被保険者が、被保険者の資格を失ってから6ヶ月以内に出産された場合にも、被保険者期間が継続して1年以上ある場合には、出産育児一時金が支給されます。
- (3) 被保険者が、妊娠中(85日以後)、業務上又は通勤災害の影響で早産したような場合、労災保険で補償を受けたとしても、出産育児一時金は支給されます。

➤ 直接支払制度

直接支払制度は、出産育児一時金を協会けんぽから医療機関等に対して直接支払う制度です。妊婦などとの合意にもとづき、医療機関等が請求と受け取りを代行します。よって、当該医療機関等を退院するまでの間に書面に同意・契約する必要があります。詳しくは、出産を予定されている医療機関等へお尋ねください。

※ 出産にかかった費用が、出産育児一時金の支給額の範囲内であった場合は、出産後、その差額について協会けんぽへ請求することができます。また、出産にかかった費用が出産育児一時金の支給額を超える場合には、その超えた額を医療機関等へ支払うこととなります。

※ 直接支払制度の利用を望まれない方は、協会けんぽに対して、被保険者自身で出産育児一時金を請求することも可能です。(その場合は、出産にかかった費用を医療機関等へ退院までに支払う必要があります。)

➤ 受取代理制度

受取代理制度は、小規模施設などで**妊婦などがあらかじめ出産前に出産育児一時金を請求し、医療機関等に受取を委任し、医療機関等が被保険者に代わって受け取る**制度のことです。なお、受取代理制度を利用される場合は、「出産育児一時金等支給申請書（受取代理用）」に必要事項を記載の上、協会けんぽへ申請してください。

ただし、受取代理制度による出産育児一時金の申請が可能な方は、平成23年4月1日以降に出産される予定の被保険者又は被扶養者であって、当該出産予定日まで2ヶ月以内の方に限られます。

※ 受取代理制度を利用できる医療機関等は、厚生労働省へ届出を行った一部の医療機関等に限られます。当該制度の利用の可否については、出産を予定されている医療機関等へお尋ねください。

🌈 出産手当金

被保険者が出産のため会社を休み、事業主から報酬が受けられないときは、出産手当金が支給されます。なお、任意継続被保険者の方は、出産手当金は支給されません。（健康保険法第104条による継続給付の要件を満たしている者は除く。）

➤ 出産手当金が受けられる期間

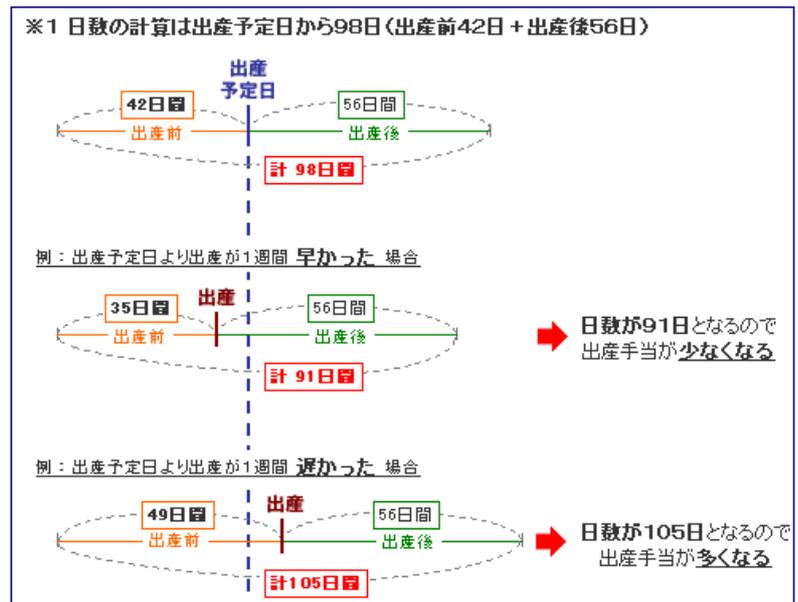
出産手当金は、出産の日（実際の出産が予定日後のときは出産の予定日）以前42日目（多胎妊娠の場合は98日目）から、出産の日の翌日以後56日目までの範囲内で会社を休んだ期間について支給されます。ただし、休んだ期間にかかる分として、出産手当金の額より多い報酬が支給される場合は、出産手当金は支給されません。

➤ 支給される金額

出産手当金は、1日につき標準報酬日額の**3分の2**に相当する額が支給されます。会社を休んだ期間について、事業主から報酬を受けられる場合は、その報酬の額を控除した額が出産手当金として支給されます。

予定日より遅れて出産した場合は支給期間が、出産予定日以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から出産日後56日の範囲内となっていますので、実際に出産した日までの期間も支給されることになります。

右の図をご参照下さい。



ご不明な点はいつでもご相談ください。